

2017年6月13日

## 6月定例会 代表質問

※代表質問について、田辺の質問全文と、行政作成の知事らの答弁骨子を掲載します(答弁骨子は実際の答弁に合わせて一部修正)。

※田辺の再質問や知事らの再答弁などは、田辺が録画から聞き起こしました。

※質問項目ごとに整理しているので、議場での実際のやり取りの流れとは少し異なります。

※正式には、福岡県議会の議事録をご参照ください。

### ◎県政推進の基本姿勢について

#### 1. 本県の産業廃棄物行政

##### 【田辺の質問】

本県の産業廃棄物行政についてお聞きします。

5月28日、福岡県嘉麻市にある産業廃棄物中間処理工場の敷地内に野積みされているプラスチックや紙くず、木くずなどが激しい炎を上げ、広範囲にわたって燃え広がるという大規模な火災が発生しました。炎と煙の勢いはおさまらず、飯塚地区消防本部が「福岡県消防相互応援協定」に基づき、県内の全消防本部に協力を要請し、ようやく昨日、鎮圧が発表されました。また、煙は嘉麻市の広範囲に広がり、プラスチックの焼けた鼻を突くにおいは市民生活に大きな支障をきたしました。

そこで、今回の産廃処分場の火災を受け、知事に質問します。

はじめに、県の廃棄物処理業者の監視指導のあり方についてです。今回の処分場内に野積みされている廃棄物は、2006年10月に1度、2015年3月には2度、計3回の火災を起こしており、地元では県の監視指導の強化を求める声が上がっていました。加えて、2012年頃から廃棄物の保管の法定上限を超える過積みが行われ、同じ年の5月、県は改善命令を出しています。しかし、その後も違法状態は継続し、火災を起こした5月末には、施設内に法定上限3770立方メートルの5倍を超える、2万立方メートルもの廃棄物が野積みされていました。

この事業者は中間処理の業の許可しかないのに、法定上限を大幅に超える過積みが常態化しており、実態として、産廃の最終処分場として事業を行っていたことは明らかです。この間、県はこの業者が過積みを続けているということで、2012年5月

以降、5年間で、「履行催告書」を6回、「嚴重注意書」を2回、発出しているものの、廃棄物の搬入停止や業の取り消しなどの処分は行っていません。

一方、知事は、これまでわが会派の質問に、「指導に従わない事業者は、法に則って厳正な処分を行い、不適正処理を見逃さない」と繰り返し答弁されています。

そこでお聞きします。県は、昨年5月の段階で、大量の違法な過積みの状況を把握しておきながら、なぜ、この事業者に対し、搬入の停止や業の取り消しを行なわなかったのか、お答えください。

2点目に、この事業者への今後の指導についてです。現場では、火災は縮小したとはいえ、廃棄物の燃えガラと延焼しなかつた廃棄物の両方が、いまだ大量に施設内に残ったままです。そこで、この事業者に対して、県は燃えガラと違法に積み上げられた廃棄物の撤去をどのように、いつまでに行わせるのか、お示してください。

3点目に、産業廃棄物中間処理施設の総点検についてです。県内には346カ所の中間処理施設がありますが、この際、県として、県内で同様の過積みをやっている施設はないのか、総点検を実行すべきと考えますが、知事の考えをお示してください。

この項の最後に、本県の廃棄物行政について、知事の認識をお聞きします。知事はこれまで、繰り返し、「本県の廃棄物行政の適正化に努める」と答弁されています。しかし、現実には、県内のいくつかの産廃処分場では事業者の違法行為の結果、県が行政代執行を行い、多額の県税が使われるというケースが後を絶ちません。

そこでお聞きします。今回の中間処分場の大量の過積みを看過し、結果として大規模な火災事故となったことに対し、廃棄物行政の許認可権者である知事として、どのように責任を感じておられるのか、認識をお示してください。そのうえで、今回は、これまで繰り返されてきた産廃事業者の違法操業、県の不十分な指導、その後の事業者の倒産、行政代執行による県費のムダ遣いという負のサイクルを断固断ち切る覚悟で対応すべきと考えますが、知事のこの問題解決に対する決意をお示してください。

#### 【小川知事答弁】

問 違法な過積みをした事業者に対する行政処分について

○ 今回の事案については、県は、平成24年5月に過剰保管是正のため改善命令を発出し、平成26年5月には、廃棄物の新たな搬入を停止する命令の手続きを開始している。これに対し、事業者からは、廃棄物の受入れの大幅な抑制を内容とした誓約書が提出され、搬入量も減少した。

○ 平成27年度から28年度にかけては、県の指導により、事業者が廃プラスチック破碎機の新規購入や選別機の補修を行い、処理能力を向上させるとともに、新たにセメント会社と契約を結ぶなど、搬出促進の努力が見られたことから、その推移を見守っていたところである。

○ しかしながら、過剰保管の改善が進まないことから、本年3月、命令の発出を検

討しつつ、事業者に求めて開催させた住民説明会において、事業者が具体的な計画を示し、本年度中の改善を約束した。この改善状況の履行確認及び指導を開始した矢先に今回の火災に至ったものである。

問 事業者に対する廃棄物撤去の指導方針について

○ 県では、先週9日に、専門家とともに、立入検査を実施し、火災により変質した廃棄物の状況や、生活環境に与える影響について実態調査を行った。

○ この調査結果を踏まえ、今後、燃えがらや廃棄物のサンプリングを行い、その成分を分析した上で、廃棄物の搬出先や搬出の手順など具体的な撤去方法を決定する。加えて、マニフェストや委託契約書による搬入・搬出先の確認等を行い、廃棄物の撤去に向け、事業者への新たな改善命令や、排出事業者の処理責任の追及など様々な方策について、速やかに検討していく。

問 県内の産業廃棄物中間処理施設の総点検について

○ 県では、産業廃棄物処理施設に対する定期的な立入検査を行い、廃棄物の保管状況を把握している。

○ 今回火災が生じた施設について、9日に立入検査を実施しており、今後、専門家から防火対策の強化についても、ご意見をいただくこととしている。これらを踏まえ、県が許可している全ての中間処理業者について、改めて、廃棄物保管状況の確認と防火対策の指導を行ってまいる。

問 産業廃棄物中間処理施設で大規模な火災事故が発生したことに対する知事の認識について

○ 私は、知事に就任して以来、産業廃棄物処理の適正化、監視指導の強化に力を入れてきた。

○ しかしながら、今回、事業者による過剰保管が、結果として、火災事故を大きなものにしたことについては、大変遺憾に思っているところである。この火災により、嘉麻市民をはじめ地元の皆様が、不安な日々を送られていることについては、申し訳なく思っている。

○ 県としては、現在、鎮火に向けた消火活動の支援をはじめ、嘉麻市と連携した健康相談、周辺環境の調査などの、取り組みを進めているところである。

○ これまで、地元住民の方の健康に対する不安に対応するため、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内に健康相談窓口を設置するとともに、嘉麻市が設置した健康相談窓口にも県の医師、保健師を派遣している。昨日までの健康相談や地元医師会を通じた医療機関への受診状況では、そのほとんどの方が軽症であると報告を受けている。

○ また、周辺環境の調査については、5月31日に嘉麻市とともに大気調査を実施

するとともに、6月3日からは、県の移動大気測定車を地元公民館に配置し、常時監視を続けている。今のところ、有害物質は検出されておらず、特に異常な数値は認められていない。また、周辺河川等の水質調査についても、5月31日の嘉麻市の調査について技術的助言を行い、今後は、県が継続して調査を実施し、その結果を嘉麻市に提供することとしている。

○ 引き続き、地元の皆様の安全・安心を確保にしっかり取り組んでいく。

問 産業廃棄物の負のサイクルを断ち切る決意について

○ 県では、全国で初めて、安定型最終処分場を対象に掘削調査を実施するとともに、排出事業者から最終処分業者に至るまで、処理ルート全体を対象とした一斉立入検査を重点的に行うなど、不適正処理の早期発見、早期対応に努めているところである。

○ また、不適正処理が生じた場合には、責任は、実行行為者である事業者にあることから、廃棄物処理法に基づき、事業者に対し、早急な改善を求める措置を採っている。あわせて、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を有する排出事業者に対しても、改善を求めている。

○ これらの取組みにより、不適正処理を見逃さない監視・指導体制を構築するとともに、その改善にあたっては、廃棄物処理法に基づくあらゆる手段を講じていく。

【田辺の再登壇・意見】

産廃行政について答弁の中で触れられた部分で気になる部分がありますのでしっかり指摘をさせていただきたいと思います。

先ほどの知事の答弁の中では、この事業者に対して、これまで県が指導した結果、搬出促進の努力が見られたことから、その推移を見守っていた矢先の火災であったということでしたけれども、そもそも、この認識の中に問題があると、我々は感じております。

県は、この処分場内に過積みをされていた廃棄物が減少したことを現認したということではありますが、その時点でもなお法定上限を大きく超える廃棄物が施設内に過積みをされていたわけです。したがって、その時点で施設内の廃棄物が法定限度内まで減少するまで、新たな廃棄物の搬入を停止させるということをなぜしなかったのかということに疑問を持っております。

本県は、2003年度以降、これまで6件の行政代執行を行っておりますが、飯塚市内住の最終処分場で9億3871万円、事業費が最多だったのは、宮若市の産廃中間処理場で11億6千万円など巨額の県費が支出をされております。

これらの事例に共通して言えますのは、事業者の不適切処理を県が現認し、行政命令を出しながらも、事業者がその命令を完全に履行するまで、指導を徹底できない

かったという点であり、県の不作為であるというふうに、我々は指摘せざるを得ません。この指摘を受け止めて、以後、産廃行政にさらに推進していただきたいと思いません。

## 2. 福岡・北九州両空港の一体的運営

### 【田辺の質問】

福岡・北九州両空港の一体的運営についてお聞きします。

5月16日、国土交通省は、2019年4月に民間委託する福岡空港の運営企業の公募を始めました。その募集要項には、福岡空港の運営企業が北九州空港の運営権を取得すれば、両空港の一体運営も認める規定を盛り込みました。

わが会派は、福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョンについてたびたび質してきました。わが会派の質疑などを受け、2014年11月に公表された「福岡県の空港の将来構想」では、両空港の特色を活かし、施設整備、路線誘致などに取り組み、両空港の役割分担と相互補完を進めることを基本としました。

そこで、1点目に、国土交通省は福岡空港の募集要項と選定基準を公表し、福岡空港の民間委託の方針を示しましたが、知事は、「福岡県の空港の将来構想」と比較して、どのように評価し受けとめたのかお聞きします。

2点目に、福岡・北九州両空港の民間委託による一体的運営についてです。福岡市の高島市長は、福岡空港の民間委託後の新たな運営会社には、出資をしない立場を明確にしています。一方、北九州市の北橋市長は、「いかに福岡空港との連携を深めていくかという視点のもと、民営化を一つの選択肢として具体的な戦略を検討する時期に来ている」との考えを明らかにしています。

わが会派は、今後、福岡空港の運営企業が、北九州空港の運営権も取得し、両空港の一体的運営を図るべきと考えます。民間委託の手続きが進み、今後発展が期待される福岡空港に対し、北九州空港の活性化はどうなっているのでしょうか。北九州地域、本県の発展のためにも北九州空港を活性化させることが喫緊の課題です。そこで、知事は、北九州空港の活性化について、どのように考えているのかその認識をお聞きします。

### 【小川知事の答弁】

問 福岡空港民間委託の募集要項と選定基準の評価について

○「福岡県の空港の将来構想」では、福岡空港と北米、アジア等を結ぶ戦略的な路線誘致に加え、県内二つの空港の役割分担と相互補完を進めることを目指しており、国へ提出した意見書において、運営権者がこの将来構想の実現に協力することにつ

いて求めたところである。

○ 先般公表された募集要項では、将来構想の実現に係る協力についての提案を義務付けるとともに、選定基準においても、利用者数の増加など他空港と同様の視点に加え、新たに、「航空ネットワークの将来像」や「北九州空港との連携」といった審査項目が明確に盛り込まれており、将来構想の内容を踏まえていると評価している。

問 北九州空港の活性化について

○ 本県の発展のためには、福岡空港と北九州空港の役割分担と相互補完を進め、今後とも増大し、多様化する福岡、九州への航空需要に幅広く応えていくことが重要である。そのため、北九州空港については、24時間利用可能な特長を活かして、福岡空港では対応できない早朝・深夜便やLCCの誘致を進めることが必要と考えている。

○ 北九州空港への航空路線の誘致活動については、特に、平成28年度から3年間で「推進強化期間」と位置づけ、北九州市と連携して取組みを強化しており、昨年度は、国際線3路線が就航し、利用者数も過去最高となったところである。

○ 今後、この国際線の定着を図るとともに、現在運航されている国際チャーター便の定期便化、福岡空港の発着枠を超える就航希望会社の誘導によって更なる路線誘致を実現し、北九州空港の活性化を図ってまいる。

### 3. 有明海の開門問題

#### 【田辺の質問】

有明海の開門問題についてお聞きします。

4月17日、長崎地方裁判所は、有明海内の諫早湾における、国営干拓事業の潮受け堤防開門の差し止めを認める判決を下しました。この判決について、山本農林水産大臣は、「国として開門しない」考えであり、控訴をしない方針を明らかにしました。実際に控訴が見送られれば、裁判において開門しないことが確定しますが、すでに2010年12月に、国に開門を命じる福岡高等裁判所判決が確定しているため、相反する司法判断が出されることとなります。

そこで、この間の司法判断について、知事はどのように受けとめているのかお聞きします。また、知事は、4月26日の記者会見で、開門の必要性について、考えを示されました。そこで、知事は、そもそも開門調査について、どのように考えているのか、明確にお示し下さい。

#### 【小川知事の答弁】

問 諫早湾干拓の潮受け堤防の開門問題について

○ 本県は、従来から、有明海の環境変化の原因究明のための開門調査は必要と考えており、その実施にあたっては、不測の事態が生じないよう、国には十分な対策を講じつつ調査を行うよう求めてきたところである。この考えに変わりはない。

○ 一方で、有明海の再生は、本県の重要な課題であり、水産資源の回復を目的に、現在、クルマエビの放流事業、アサリやタイラギなど二枚貝の稚貝の分布調査などを実施している。県としては、引き続き、有明海の再生に取り組んでいくとともに、国に対して、有明海の再生対策の充実強化を求めていく。

問 開門に関する考え方について

○ 開門調査にあつては、調整池からの大量の排水による有明海の水質変化、特に、ノリ養殖をはじめ、漁業への影響が考えられることから、不測の事態を生じさせないことが重要である。このため、国には、十分な対策を講じつつ調査を行っていただきたいと考えており、引き続き、国に対して、要請していく。

#### 4. 学校法人の財務情報等の一般公開

##### 【田辺の質問】

学校法人の財務情報等の一般公開について、知事にお聞きます。

学校法人には、私立学校法により、財産目録や貸借対照表などの財務情報に関し、在学生や保護者などの関係者に限って、閲覧に供することが義務付けられています。一方、昨年3月31日、社会福祉法が改正され、本県が所管する305の社会福祉法人については、本年4月から、役員報酬総額および役員報酬基準も一般公開が義務付けられることになりました。

そこで、1点目に、本県所管の私立小・中・高校および中等教育学校を設置する、学校法人の財務情報等の一般公開についてです。先の2月議会の代表質問で、わが会派の原竹岩海議員が質したところ、知事は、財務情報を公表している法人数は、61法人中23法人、このうち、役員報酬総額まで公表しているのは6法人で、役員報酬規程を公表している法人はないと、一般公開が進んでいない現状を明らかにし、一層の情報公開を促していくとの考えを示しました。そもそも学校法人には、社会福祉法人のように財務情報や役員報酬総額及び役員報酬基準を一般公開する法的義務はありません。

一方で、本県は、61の学校法人に対して、毎年度、国費約30億円、県費約180億円、あわせて210億円を超える補助をしています。また、私立学校法では、補助金交付の有無や規模の大小にかかわらず、財産目録、貸借対照表、収支計算書を備

え置き、関係者からの請求があれば閲覧に供することが義務付けられています。文部科学省は、この義務付けについては、学校法人に新たな財務書類の作成を義務付けるような重い負担を課すものではないことから、全学校法人を対象とすることが適当であるとしています。

以上のことから、61の学校法人すべてが、財務情報等を一般公開すべきと思いますが、知事の認識をお聞きます。

2点目に、幼稚園、専修学校、各種学校における財務情報等の一般公開についてです。現在、本県には、先に述べた学校以外にも、私立幼稚園394園、幼保連携型認定こども園15園を設置する300の学校法人と、専修学校164校を設置する70の学校法人、各種学校19校を設置する10の学校法人があります。

そこで、現在、財務情報等についてホームページなどで一般公開している法人はいくつあるのか、そのうち、役員報酬総額と役員報酬規程も一般公開している法人はいくつあるのか知事にお聞きます。

そのうえで、本県は毎年度、幼稚園を設置する学校法人に対して、国費約17億円、県費約93億円、あわせて111億を超える補助、並びに、専修学校、各種学校を設置する学校法人には県単独で4300万円を超える補助をしており、これらの学校法人についても、私立小・中・高校などを設置する学校法人同様に財務情報等の一般公開をすべきと考えますが、知事の考えをお聞きます。

#### 【小川知事の答弁】

問 私立小・中・高等学校等を設置する学校法人の財務情報等の一般公開について

- 法令上は一般公開の義務はないが、県としては、財務情報等の公開は、公共性を持つ学校法人の財務内容の透明性や公正性を確保するとともに、受験生や保護者などに、学校を選択する際の情報を提供する上で望ましいことだと考えている。
- このため、財務情報等の公開について、本年5月31日に改めて通知を発出し、学校法人のホームページや広報誌への財務情報等の掲載など積極的な取り組みをお願いしたところである。加えて、5月24日の私学協会の総会においても、各法人の取り組みを要請したところである。

問 私立幼稚園、専修・各種学校を設置する学校法人の財務情報等の一般公開について

- 平成29年4月現在、財務情報等をホームページなどで公表している学校法人は、380法人中46法人であり、このうち、役員報酬総額まで公表している法人は7法人で、役員報酬規程を公表している法人はない。
- 県としては、これらの学校法人においても、財務情報等を公開することは、望ましいことだと考えている。



- このため、学校法人のホームページや広報誌への掲載など、財務情報等の公開に取り組むよう本年5月31日に通知するとともに、5月30日の幼稚園振興協会、専修・各種学校協会の総会等において、各法人の取組みを要請したところである。
- 今後とも、各学校法人に対し、一層の財務情報等の公開について、経営者研修会など様々な機会をとらえ、促してまいる。

#### 【田辺の再質問】

学校法人の財務情報等の一般公開について指摘をしながら、1点、再質問をいたします。

わが会派は、先の2月議会に続き、本議会でもこの問題を取り上げましたが、従前と変わらない答弁と受け止めております。財務情報、とりわけ役員報酬総額を一般公開している法人はほとんどなく、行政対応が後手に回っているという感が否めません。本県は、学校法人に多額の助成を行っていることから、監査などでその運用状況を指摘するなど、学校法人の財務情報等の一般公開がさらに進むよう、積極的に取り組むべきだということを要請しておきます。

そのうえで、この間の議論を通じまして、県としての取り組みに限界があると我々は考えています。知事は国に対して、学校法人の財務情報等の一般公開を義務付けるよう、私立学校法の改正を求めていくべきと考えますが、知事の考えをお聞きいたします。

#### 【小川知事の再答弁】

まずはじめに、私立学校法の改正でございます。国の方におきましては、学校法人の規模あるいはそれぞれの実情が様々であることから、それに鑑み、都道府県に対しまして、法人の指導を行うに際しては、小規模法人に過度な負担にならないよう配慮を求めてきております。今のところ国における法改正の動きもないようでございます。県といたしましては、先ほど申し上げたように、現行法の中で各学校法人に一層の情報公開というものを、いろんな機会を通じて促してまいりたいと思います。

#### 【田辺の再登壇・意見】

いずれの再質問(※後述の子どもの貧困含む)に対しましても、福岡県として主体性を持った判断をして国に何らか求めていくという姿勢が、欠けているんじゃないかと思えます。財務情報等についてもですね、動きがないから、そのまましておくんじゃないかと、動きがないけど本県として必要なんじゃないかということを我々は提案しているのであって、それに対して検討をするという姿勢はぜひ持っていたいただきたいと思いますので、これは宿題としてもう一回検討していただきたいと思います。

## 5. 子どもの貧困対策の指標拡大

子どもの貧困対策の指標拡大についてお聞きします。

わが会派は、これまで本県の子どもの貧困対策推進計画の実効性の確保について、知事に提案してきました。知事が、国の大綱に示された25の指標の中で、生活保護世帯の子どもの高等学校等の進学率など、全国平均よりも厳しい状況にある4つの指標について、改善を図る数値目標を設定したことを、わが会派は大いに評価します。そのほかの21の指標についても、父子家庭の親の就業率など全国平均を下回る3つの指標を含め、県独自に毎年検証を行い、必要に応じ目標を設定し、子どもの貧困解消に向け、全庁挙げて取り組むとしました。

内閣府は5月4日、大綱で示した25の指標について、2年後の大綱見直しを控え、新たに8つの指標を見直し時に正式に加える方針を明らかにしました。そこで、これら8つの指標について、数値目標を設定し、ただちに本県の子どもの貧困対策推進計画の指標に加えるべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。

そのうえで、これら8つの指標は、「朝食を食べない児童、生徒の割合」「ひとり親家庭の親の正規雇用の割合」「学力に課題がある子どもの割合」などですが、この中で、本県が全国平均より劣っている指標はあるのか、それは何なのかお聞きします。

### 【小川知事の答弁】

問 子どもの貧困に関する指標の拡大について

○ 県では、「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、昨年度から、貧困の解消に向け、25の指標を掲げ、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率など4つには数値目標を設定し、取り組んでいるところである。

○ 今回、国は、大綱において定めた指標に加えて、これを補完する参考指標として新たに8つの指標を位置付けることとした。これを受け、県においても、国と同様、既存の指標を補完する指標として位置づけたいと考えている。

○ なお、8つの指標の中で、県の数値がある4つのうち、朝食欠食児童・生徒の割合については、小学校6年生が全国数値4.5%に対して県数値が6.3%、中学校3年生が全国数値6.6%に対して県数値が7.8%である。また、ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合については、全国数値32.9%に対して県数値が32.1%である。この2つの指標は、全国数値より低い水準となっている状況である。

### 【田辺の再質問】

子どもの貧困対策の指標拡大について、再質問をいたします。

内閣府が新たに示した8つの指標のうち、「朝食欠食児童・生徒の割合」「ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合」の2つの指標が全国数値より低い水準で

あるということ、知事に明らかにしていただきました。

そこで、本県の子どもの貧困対策推進計画では、これまで我々の指摘も受け止めていただいて、全国平均よりも厳しい状況にある4つの指標について、数値目標を設定しております。これ同様に、この2つの指標については本県にとっての大きな課題ともとらえられますので、直ちに計画において数値目標を設定し、指標として取り入れるべきと我々は考えますが、知事の考えを改めてお聞きします。

#### 【小川知事の再答弁】

子どもの貧困に関する新たな指標に関わる数値目標の設定についてでございます。県におきましては、ご指摘にありましたように、計画に位置付けております25の指標のうち4つについて数値目標を設定して昨年度から取り組んでいるところであります。まずは、その取り組みというものを着実に進めさせていただきたいと思っております。新たな指標について、それを数値目標に設定するか否かでございますけれども、今後、国が今回明らかにしました8つの指標、これを大綱の指標として位置づけた、将来位置付けるということになっておりますから、国において、大綱の指標として位置づけた段階で、その時点における他の既存の指標の動向も踏まえたうえで、25ありましたから、動向も踏まえたうえで検討させていただきたいと、このように思っております。

#### 【田辺の再登壇・意見】

子どもの貧困対策につきましても、(前述の財務情報への姿勢と)これも同様なんですけれども、知事が数値目標を設定して4つのことについて指標に入れたということは、本県独自で、本県が主体性を持ってやったことじゃないですか。こういった姿勢を、ぜひ先んじて、国の大綱の見直しを待つことなく、本県は子どもたち大事にするんだよという姿勢を示す意味でやるべきなんじゃないんですかという提案をさせていただいております。ぜひ国の大綱の見直しを待つことなく、もう一度、現状を本県として捉えたうえで、本県の計画の見直しを検討していただきたいということを強く要請いたします。

### 6. 福岡県へのタイ王国総領事館の誘致

#### 【田辺の質問】

福岡県へのタイ王国総領事館の誘致についてお聞きします。

私たち福岡県議会と福岡県タイ友好議員連盟は、昨年タイの貿易と観光に関わる2つの福岡事務所の突然の閉鎖に代わり、福岡県への総領事館設置を実現させる

ため、全力で取り組みを進めてきました。今日に至るまで、議連の活動にご理解とご協力をいただいている九州の自立を考える会の藏内勇夫会長、自民党県議団の原口剣生会長をはじめとする全ての議員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

総領事館誘致をめぐる県議会としての活動は、具体的には、昨年2月、バンコク都議会の議長への協力要請から始めました。その成果を受け、3月の本会議・代表質問で小川知事に初めて提案したうえで、5月にはタイ国外務省の副事務次官に、10月にはタナサック副首相の首席秘書官に働きかけを行いました。その後、友好関係を深めてきたバンコク都議会の元議長たちや現在の議員の方々の力強い協力があり、2月に小川知事も同行していただいた外務大臣との会談を実現し、5月中旬には当時の中尾正幸議長を団長とした福岡県議会とバンコク都議会の友好提携10周年の訪問にあわせ教育大臣に対して協力を要請しました。

こうした経緯を踏まえ、5月下旬には、樋口明議長を団長にバンコク都を再び訪問し、タイ政府のタナサック副首相、ソムキット副首相とそれぞれ会談してまいりました。県行政からは服部誠太郎副知事にも同行していただきました。今回の会談も、タイ議連の働きかけで実現したものであり、私たち自身、自治体議員としての外交の重要性を再認識したところです。

今回の会談では、樋口議長、服部副知事、議連の吉村敏男会長から、タイ政府にとって福岡県に総領事館を設置することの必要性について、これまでの本県とバンコク都の交流の成果、貿易状況や県内企業の進出などの経済的な優位性を示しながら説明し、両副首相からは「大変賛成」「力になる」と、総領事館の設置に向けて後押しする考えを示していただきました。既に、タイ外務省に検討委員会が設置され、議論が進められているといい、両副首相からは、外務省に対して前向きに検討するよう伝えていただくことになりました。

そこで、知事にお聞きします。これまでの福岡県議会とタイ友好議員連盟の取り組みについて、どのように評価をしているのかお聞きします。そのうえで、今回の両副首相との会談の成果をどのように受け止めているか、お聞かせください。また、会談の大きな成果として、小川知事が、今月来日したソムキット副首相と会談したとお聞きしていますが、総領事館設置に向けてどのような前進が図られたのか、お聞かせください。

あわせて、私たち訪問団とソムキット副首相との会談で、ソムキット副首相はタイ政府が経済成長を目指して産業拠点の構築を進める「東部経済回廊(EEC)」の開発・投資計画について具体的に説明したうえで、福岡県内企業の派遣も含め本県に対して協力を要請されました。今後、総領事館の設置に向け、EECへの対応を含め経済交流の促進にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお聞きします。

【小川知事の答弁】

問 タイ国総領事館の誘致に向けた取組みについて

○ 県議会におかれては、バンコク都議会との友好提携に基づく交流の積み重ねや、それらを通じて培ってこられた人脈を活かして、タイ王国政府に対して様々な働きかけを行ってこられた。議長、タイ友好議員連盟をはじめ県議会の皆様に感謝申し上げます。

○ 両副首相との会談においても、本県への総領事館設置を熱意を込めて働きかけて頂いたと承知している。両副首相から「私としては、総領事館の設置については賛成である」、「サポートしたい」といった前向きな発言を得たことは、大きな成果であると受け止めている。

○ 県としても、これまで、タイ王国政府や我が国外務省に対して、様々な形で総領事館設置を働きかけてきたところであり、私も、先週、来日中のソムキット副首相とお会いし、先月の会談を踏まえ、直接要請をした。ソムキット副首相からは「福岡県に総領事館を設置する方向で、関係省庁での検討と手続きを進めていきたい」との発言をいただいたところである。

○ 県議会及び県によるこれらの働きかけにより、総領事館の設置に向けて、大きく前進したものと考えている。

問 EECへの対応を含めたタイとの経済交流の促進について

○ 本県では、これまでも、タイの中小企業経営者を招いた県内中小企業とのビジネスマッチングやタイへ中小企業を派遣する経済ミッションに取り組んできたところである。

○ 先週、タイ王国ソムキット副首相にお会いした際、EECに関連して、日本政府や経済界が現在検討しているタイへのミッション派遣に、福岡県の企業にも参加してほしいとの話があったので、日本政府から情報収集しつつ、県内企業に対しミッションへの参加を呼び掛けていく旨お答えし、担当の経済産業省と話をしているところである。

○ また、EEC計画の概要や優遇制度の県ホームページへの掲載のほか、タイ王国政府関係者によるEEC投資セミナーの開催を行うことにより、県内企業への情報提供を行っていかうと考えている。今後派遣される、先ほど申し上げた政府や経済界のミッションの成果等も踏まえなければならないが、本県独自のEECへのミッション派遣についても、考えてみようと思っている。

◎本県の防災体制の強化について

【田辺の質問】

本県の防災体制の強化についてお聞きします。

本県の防災計画は、2012年に実施した地震に関する防災アセスメントに基づき策定されています。その後、本年2月には、県内の主要活断層として、国は新たに宇美断層、日向(ひなた)峠・小笠木(おかさぎ)峠断層、福智山断層の3カ所を追加しました。

そこで、知事に3点お聞きします。

1点目に、地震に関する防災アセスメントについてです。これまで熊本地方では、活断層の存在は知られていたものの、大きな地震が起きないと思われていました。しかし、昨年4月、同地域で熊本地震が発生し、甚大な被害となりました。その後、わが会派は、本県の地域防災計画の見直しや受援計画の策定とマニュアル化を求めるとともに、被災地への県職員の迅速で的確な支援のあり方、支援物資の集荷や管理、並びに仕分け方法の改善や、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化等の問題について質してきました。そこで、2012年の防災アセスメントから5年が経過し、この間、震度7以上の地震が2度生じた熊本地震、本県3ヶ所の主要活断層の追加といった状況の変化を踏まえ、改めて防災アセスメントを実施すべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。

2点目に、「福岡県災害時受援計画」についてです。3月23日、本県は、「熊本地震の課題等に係る検討報告書」を公表しました。そこで、本県は、この報告書を受け、新たに「福岡県災害時受援計画」を今年度中に策定するとの方針を打ち出していますが、熊本地震のどのような教訓をもとに、何に主眼を置いて新たな受援計画を策定するのかお聞きします。あわせて、支援を受ける際には、県と市町村の役割分担や連携が特に重要となってきますが、市町村の受援体制の構築をどのように促進するのかお聞きするとともに、市町村との役割分担や連携をどのように図っていくのかお聞きします。

3点目に、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの再整備事業についてです。現状では、本県の防災・行政情報通信ネットワークは、地上無線回線を主回線に、衛星無線回線を副回線にしていますが、通信速度が遅く、インターネット技術に対応できていません。そのため、県は、防災・行政情報通信ネットワークの再整備事業を昨年度から実施し、2018年度までに完成させるとしています。この再整備事業により、高速で大容量のデジタル回線が新設され、災害に強い通信網が整備されることとなります。ところが、2月2日、入札に参加していた業者5社が、デジタル無線機器について、予定メーカーが納入できるように談合をした疑いで、公正取引委員会から排除措置命令が出されました。しかし、他の都道府県ではすでに再整備事業が終了したり、これから再整備事業を行う都道府県は排除措置命令を受けた業者以外で入札を行うため、事業への影響はないとお聞きします。しかし、本県は2月10日、これら業者の指名を停止し、現在、入札中止により事業が中断したままとなっています。

そこで、本県は、排除措置命令を受けた業者の指名停止明けを待っているとも思える状態ですが、なぜ、速やかに再入札を行わないのかお聞きします。そのうえで、本県は排除措置命令を受けた業者以外で再入札を実施すべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。あわせて、今後、入札時の公平性を担保し、適切な価格で適切な技術を提供する業者をどのように選定するのかお聞きします。

#### 【小川知事の答弁】

問 地震に関する防災アセスメントについて

- 防災アセスメントは、大規模地震による被害状況を踏まえ、社会状況の変化や、地震に関する国における新たな知見を反映した被害想定を行うもので、県では、これまで、平成9年度、18年度、23年度の3回実施している。
- 今年2月に、国の地震調査研究推進本部が、主要活断層として県内3ヶ所の断層帯を追加指定した。このため、県では、現在、専門家から意見を聴取するなど、その内容について検証を行っているところである。
- また、昨年の熊本地震では、震度7の地震が続けて2回発生したが、現時点では、国において、こうした大規模地震の連続発生に関する科学的知見に基づく災害想定  
の考え方が確立されていない。
- 今後、追加指定された断層帯に関する検証や、国の防災基本計画における災害  
想定  
の考え方の変更により、防災アセスメントの見直しが必要となった場合には、速  
やかに対応してまいる。

問 「福岡県災害時受援計画」について

- 県では、昨年度、庁内にプロジェクトチームを設置して、熊本地震の課題を抽出し、その具体的な対応策についてとりまとめた。
- その中で、受援に係る主な課題として、以下の点が明らかとなった。
  - ① 被災市町村において、受援に必要な業務があらかじめ整理されておらず、支援職員の能力を十分に活用できなかった。
  - ② 熊本県では物資集積拠点を1箇所しか指定しておらず、その拠点が被災したため、代替施設の確保に時間を要した。
  - ③ 物資の荷下ろしや仕分けに係るノウハウや人員が不足したことにより、避難所への物資輸送に支障をきたした。
- 県では、こうした課題を踏まえ、現在、「福岡県災害時受援計画」の策定を進めている。

策定にあたっては、受援に必要な基本的な業務の整理、県内での複数箇所の物資輸送拠点及び県域を越えた広域的な物資輸送拠点の選定、物流事業者のノウハウを活用した搬送方法などをあらかじめ定めることとしている。

○ この計画により、本県において大規模災害が発生した場合には、人的・物的両面にわたり円滑な支援を受けられるよう取り組んでまいります。

問 市町村の受援体制の構築について

○ 県では現在「福岡県災害時受援計画」の策定作業を進めており、作業段階からの内容を市町村に提供し、市町村受援計画を策定するよう、市長会総会、副市町村長会議や防災関係課長会議において要請している。

○ また、「福岡県災害時受援計画」策定後は、今年度から2年間、県内4地域において、県、市町村及び物流事業者等と合同で、避難所の状況把握、被害の情報収集・伝達などの受援に関する図上訓練を実施し、受援計画で定めた県と市町村との役割分担や連携を検証し、実行性を高めることとしている。

問 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業について

○ 当初は、昨年7月に工事の入札を公告し、10月に開札する予定であった。しかし、公正取引委員会から入札参加業者の一部に対し、談合による排除措置命令を出す旨の報道があったため、手続きを中断した。本年2月に、公正取引委員会から5社に対し、排除措置命令の処分がなされたため、県では該当する業者について指名停止措置を行った。

○ その後、本年3月に取りまとめた、熊本地震検討プロジェクトチームの検討結果を踏まえ、防災危機管理局の本庁舎3階への移転や設備の拡充など、防災・危機管理体制の一層の強化を図ることとした。これに伴い、ネットワーク再整備事業の大幅な設計見直しを行う必要が生じたことから、入札を中止した。

○ 現在、移設に伴う設備及び情報収集・配信機能の強化について、各々、その設計の見直しを行っており、これも完了し次第、速やかに入札手続きを開始する。

○ 業者の選定については、「総合評価方式」を用いた一般競争入札により行う。

業者が、入札参加申込み時点で参加条件を満たしていることを確認した上で、入札価格及び技術力を総合的に評価し、適正な業者を決定する。

## ◎大規模盛土造成地の所在調査・マップの公表

### 【田辺の質問】

大規模盛土造成地の調査・公表について知事にお聞きします。

大規模盛土造成地とは、面積3000平方メートル以上の谷を土で埋めた造成地、または地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ5メートル以上の斜面に土を張り付け盛土した要件に該当する造成地のことです。昨年4月の熊本地震では、造



成宅地の地すべりや崩落で住宅が全壊したり半壊したりするという宅地被害が発生しました。実際に、わが会派のメンバーが被災直後の益城町で、宅地被害の状況を目の当たりにし、住宅の耐震化と同時に宅地対策が急務と実感しました。

国は2006年に宅地造成等規制法を改正し、都道府県知事は造成宅地防災区域を指定することが出来るようになりました。あわせて国は、地震時の大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地被害を防止するため、宅地耐震化推進事業を創設しました。この国の支援制度を活用することで、地方公共団体は、国の3分の1の助成を得て、大規模盛土造成地の所在調査と、「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表を進めることが出来ます。

ところが、国土交通省の調査によると、2017年4月時点において、大規模盛土造成地の所在調査を実施したうえで、マップを作成・公表した市区町村は、全国で359自治体、20.6%ですが、**本県では0%**と皆無でした。2016年度、国の事業創設から遅れること10年、本県は、ようやく大規模盛土造成地の所在調査を開始しました。

そこで、1点目に、**本県の大規模盛土造成地の所在調査の着手の遅れは、本県の防災危機意識の低さの現れであり、造成宅地の安全性の確認という当然の備えすら怠ったものと言わざるを得ませんが、本県はなぜ、10年間も大規模盛土造成地の所在調査に着手しなかったのか**お聞きします。

2点目に、この間、市町村単独でもこの大規模盛土造成地の所在調査の実施が可能であったにもかかわらず、本県では、いずれの市町村もこの所在調査に着手していないのはなぜなのか、そもそも、本県は、この所在調査を行うよう県内市町村に対して何らかの働きかけを行ったのかお聞きします。

3点目に、本県は、どのような計画と手順で、大規模盛土造成地の所在調査を行い、マップを公表するのかお聞きします。

#### 【小川知事の答弁】

問 大規模盛土造成地の所在調査の着手について

○ 国は、平成18年の宅地造成等規制法の改正に合わせ、盛土部分が3,000平方メートルを超えるような大規模な盛土造成地の把握とその危険性の確認を実施するよう地方公共団体に通知した。

○ しかしながら、平成19年に示されたガイドラインでは、把握した全ての盛土造成地を「宅地ハザードマップ」として公表することとしたため、風評被害や地価の下落が懸念され、また、全ての盛土造成地において、危険性の確認を行うこととなっていたため、その調査費用の負担も課題となっていた。

○ その結果、着手した団体は限られていた。国は、平成24年にガイドラインを改訂し、危険性とは無関係に単に造成地の所在を示すものであることを明確にするため、「宅地ハザードマップ」を「大規模盛土造成地マップ」に改称した。また、危険性の確認

についても、擁壁の異常や地盤の亀裂などにより、確認が必要な調査箇所を絞り込むことができることとした。

○ この国の動きを踏まえ、調査に慎重であった地方公共団体も実施に向け動きを始め、本県も、昨年度、予備調査を行ったところである。

問 市町村単独での所在調査への着手と県の働きかけについて

○ 県では、平成19年度からこれまで、県内の市町村との会議において、大規模盛土造成地の所在調査及びマップの公表に関し、その調査の目的や必要性のほか、国の支援制度やガイドラインについて説明しており、その中で、市町村が独自に調査を実施できることも説明してきたところである。

○ しかしながら、市町村においても、県と同様の懸念があり、着手する市町村はなかった。

問 大規模盛土造成地の所在調査の計画及び手順について

○ 県では、昨年度、造成地の概略の位置と規模を把握する予備調査を実施し、今年度から平成32年度までの4年間かけて本調査を行うこととしている。この調査では、地形図や航空写真の現在と過去の比較により盛土の範囲を推定し、現地で確認するという手順で行い、その結果を取りまとめ、市町村単位でマップを作成していく。

○ このマップは、住民の宅地被害に対する関心を高め、万が一の被害の防止や軽減につながるよう作成するもので、公表に当たっては、住民の皆様に日頃からの宅地の点検に活用されるよう、市町村と連携し、効果的な周知・広報を継続して行っていく。

【田辺の再質問】

大規模盛土造成地の所在調査について再質問をいたします。

わが会派は、今回の質問で、10年、国の事業創設から10年遅れたという点を指摘しました。知事は答弁の中でですね、国のガイドラインが改定される平成24年度、2012年度までに、着手した団体は限られていたという答弁をされましたけれども、実態は2012年度までに、この事業に既に着手した都道府県を見るとですね、13の都府県が事業に着手しております。そのうえ、本県が事業着手する前年の2015年度までに、さらに10の府県が事業を開始しています。つまり、この時点で23の都府県が事業着手をした、と。そこで、本県がなぜ10年もの遅れをとったのかということは、しっかりと検証をして、その反省を踏まえ、今後、強い防災意識と危機管理意識を持って、迅速に防災関連施策を実施していくべきと考えますが、知事の考えを再度お聞きをいたします。

あわせて、昨年度から始めた事業は、聞きますと4年間もかかるということですが、この間の遅れを取り戻す意味でも、期間を短縮できるように、全力を尽くすべきと考

えますが、知事の考えをお聞きします。

#### 【小川知事の再答弁】

先ほども申しあげましたけれども、国の最初にガイドラインが出されて、そのマップの公表による風評被害、地価下落そういった問題がありました。また、多大な調査費用、全調査をすれば多大な調査費用がかかる、そういった課題がありまして、逡巡する自治体が多かったのだらうと思います。13それから10、その数も私承知いたしております。そういったことから24年に国はガイドライン、状況を変えるためにガイドラインを改定をいたしまして、いろんな懸念、今まで指摘した懸念が、一定程度解決をされたと思います。それでもって、いろんな今まで慎重であった自治体も事業の実施について動き始めた、そういう中にありまして、私どもは本県同様実施を見送っていたものの、改定によりまして調査の動きを始めたそういった自治体との調査実施に向けた情報共有を図りながら、また県内で具体的な調査を進めていくため、マップ策定をしていくための県内市町村との協議というものを進めてまいりまして、昨年度、予備調査を実施した、そういう経緯でございます。

また、この調査につきましては、期間でございますけども、予備調査の結果、県内の多くの盛土の造成地がございます。具体的に、本調査におきましては、地形図や航空写真の現在と過去を比較して盛土の範囲というものを追究いたします。そしてその結果、それを現地で確認をするという手順を踏んでいくこととなりますので、一定の時間がかかると思います。なお、これまで調査を実施をし、またこれから実施をしようとしております私どもと同じくらいの規模の地方自治体におきまして、だいたい、過去のケース、それから今計画でやっているケースを見ますと、4年ないし5年という調査期間をかかっており、また予定をしているようでございます。また、隣接する政令市などとの調査の範囲の調整を行いながら、これを進めていくために、着実に進めていくという意味で4カ年ということやらせていただこうと、今考えているところでございます。

#### 【田辺の再登壇・意見】

知事、大規模盛土造成地、県民の安全、安心というのを知事はいつも掲げてくださっていますが、それはすごくいいことだと思っておりますが、それが一つの事業、今回我々が発見しましたけれども、こうした形で実現できていないということについて、検証と反省が必要で、本件はもちろんですが、危機管理意識、防災意識をさらに持って本県事業、防災事業全体をやっていただきたいという再質問でしたので、あらためて問いませんけども、そこは受け止めていただきたいと思っております。

また縷々おっしゃっていただきましたけれども、やはり様々な風評被害とか下落懸念とかある中で、13都府県はやはりそこに住む住民の安全、安心を重視をして、こ

の事業に、そのハードルを越えて着手をしていたんです。だから、それは一部でも何  
でもなくて、13もやっていた。そして、我々の自治体は2016年度からになりましたけ  
れども、12年のガイドラインの改定後も何とか早くせなということで10府県が着手し  
ていたというこの事実を、行政としてはしっかり受け止めていただいて、本件事業もそ  
うですが、取り組んでいただきたいということを強く求めておきます。

## ◎地域共生型介護の推進

### 【田辺の質問】

地域共生型介護の推進についてお聞きします。

わが国は本格的な超高齢社会を迎えます。内閣府の調査では高齢者の6割が身体が弱った後も住み慣れた地域で生活することを望んでいます。また介護従事者の中にも高齢者が住み慣れていない地域にある大規模な施設で介護することに疑問を感じておられる方も多いという背景から、私は2011年9月議会の一般質問で、宅老所の社会的役割や重要性、支援の必要性を知事に示しました。これを受け、本県は直後に制定した第六次高齢者保健福祉計画に宅老所を盛り込み、計画期間の3年間で施設の防災設備補助事業などを行いました。しかし2年前に制定された第七次計画では宅老所にほとんど触れられていません。これは高齢者介護の実態に合っていないと指摘せざるを得ません。

そこで、2012年2月議会の一般質問で私が再び宅老所について質した際、知事は、「宅老所に関する調査をし、研究会で宅老所に対する今後の県の支援のあり方を検討する」と答弁されましたが、その調査の結果と研究会での結論についてお聞きします。

本県が宅老所など地域密着型の小規模介護事業所への支援策が停滞している一方、長野県は長年取り組んでいます。わが会派は、5月17日、「宅幼老所」への補助事業について長野県で調査しました。宅幼老所の特徴は、単に高齢者だけを対象としているのではなく、子どもや障がい者も高齢者と共にサービスを受ける対象となっていることです。2001年当時36軒だった宅幼老所が、この補助制度導入から14年が経過した2016年には460軒に増加するという実績を上げています。長野県によると、課題は、高齢者以外の子どもや障がい者の利用者数が伸びていないということでしたが、いずれにしても高齢者を介護する宅老所としての機能を持った施設数が増えているのは事実であり、つまり県民の間に確実にそのニーズがあるという事です。

このことは長野県だけではなく、本県も同様と考えますが知事の見解を求めます。そのうえで、現在の介護保険法で対応できない、地域に密着して介護事業を行う宅幼老所を長野県が県単費で支援しているように、本県としても県独自に宅老所などの小

規模介護事業所を支援する補助制度を創設すべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。

#### 【小川知事の答弁】

問 宅老所に関する調査結果と研究会の結論について

○ 県では、平成24年度に、県内の宅老所及び市町村に対するアンケート調査を実施するとともに、宅老所事業者、市町村職員、介護サービス関係者、学識経験者などで構成する「宅老所のあり方等に関する研究会」を設置し、宅老所の現状と課題の把握、行政の支援について検討を行った。

○ 調査の結果、①県内の宅老所の9割は、介護保険サービスとして指定を受けた通所介護事業を行いながら、介護保険サービス以外の自主的なサービスとして、「食事の提供」、「宿泊」などを提供していること、②経営の実態として、収入については、介護保険サービスによるものが平均85%を占め、収支については7割の宅老所が黒字決算であること、③スプリンクラー等の防災設備が整備されていないものが多く、防災面で不安があること、④行政に関与されるよりも、できる限り自由な運営を行いたいという意向が強いこと、が判った。

○ この調査結果も踏まえ、研究会において、行政の支援については、経営に対する支援よりも、「利用者やその家族の安全・安心を確保するための防災設備の整備に対する支援等を行っていくことが望ましい」という結論に至った。これを受け、県では、平成24年度から先行して開始した防災設備等の整備に対する補助について、スプリンクラー整備を補助対象に追加するなど拡充し、宅老所の設備整備のニーズに合わせて、27年度まで実施した。

問 宅老所の機能に対する県民のニーズと県独自の宅老所支援制度の創設について

○ 「通所」を中心に、「宿泊」や「訪問」を組み合わせ提供するサービスや機能は、介護が必要となっても在宅生活を継続するために必要なものと考えている。

○ これらのサービスや機能を提供する宅老所をモデルとして、介護保険制度の中で「小規模多機能型居宅介護事業所」ができています。この事業所は、高齢者の生活を24時間体制で支えるものであり、人員基準や設備基準が定められているため、より安心して利用できるものとなっている。

○ 県としては、市町村が地域の高齢者のニーズを踏まえて策定した計画に基づき、この小規模多機能型居宅介護事業所を着実に整備できるよう、福岡県地域医療介護総合確保基金を活用し、財政的な支援を行っているところである。その結果、事業所数は平成21年4月の102か所から、本年4月には271か所へと、増加している状況にある。

○ 引き続き、こうした取組みにより、高齢者とその家族が安心して利用できる介護基盤の整備に努めてまいります。

#### 【田辺の再登壇・意見】

地域共生型介護の推進、宅老所について指摘しておきます。

知事は、宅老所について、必要性は(私が最初に提案した)2011年当時から認めながらも、なかなか本県の取り組みが、いったんは(支援を)していただいたんですが、また元に戻って、介護保険制度の枠内にとどまるという形になってしまっていて、やっぱり介護に対する本県の主体性を感じることができない部分があります。

そもそも、地域における介護のニーズは多様です。国の介護保険制度の範疇を超えるものもあります。わが会派は、このようなニーズに現場で独自に応えようとしている宅老所に対して、柔軟に、行政が過度に関わらない形で、支援をしていくことこそが、地方行政や知事の責任であると、何もしないということがいいことではないということを強くあらためて指摘しておきます。

#### ◎教育問題について

##### 1. 本県の公立小中学校における正規教員の定数欠と常勤講師不足

#### 【田辺の質問】

次に、教育問題についてお聞きします。

わが会派は、本県の正規教員の増員と教員の質の確保について、代表質問で、2015年9月議会に中村誠治議員、同年12月議会に原中誠志議員、昨年12月議会に堤かなめ議員が取り上げてきました。これらを受け、県教育委員会は、初めて具体的な正規教員の増員計画を明らかにするとともに、教員採用試験における受験年齢の引き上げのなどの改善に着手しています。

はじめに、本県の政令市を除く公立小中学校における正規教員の定数欠と常勤講師不足について、教育長にお聞きします。

本県では、昨年度の入学式時点で1851人ももの正規教員が不足し、その代替の常勤講師もまた93人不足するという事態が生じました。このような正規教員の定数欠と常勤講師不足は、昨年度だけでなく、毎年のように政令市を除く公立小中学校の正規教員が1500名以上不足しています。

この問題を根本的に解決するために、県教育委員会は、公立小・中学校の正規教員の割合を、昨年度の86.3%、全国ワースト2位から、今後、なるべく早い時期に、正規教員の割合が全国下位である状況を改善するため、正規教員の計画的な採用

に努めていくことを打ち出しています。

そこで、1点目に、本県の常勤講師不足の解消についてです。先に述べたように、正規教員の定数に欠員が生じた場合は、常勤講師が代替しますが、常勤講師が見つからないという事態がなかば常態化しています。

そこで、今年度入学式時点で、政令市を除く公立小中学校では、常勤講師が何人不足しているのかお聞きます。そのうえで、学校や市町村教育委員会が、常勤講師探しに奔走している異常な状態が常態化している現状について、どのように認識しているのか、その責任を感じておられるのかお聞きます。

2点目に、本県の教員の増員計画についてです。県教育委員会は、今年度も退職者等の推計に基づき、公立小・中学校の教員あわせて850人前後を採用し、正規教員の割合を高め、常勤講師不足問題を解消していこうとしています。しかし、小中学校での早期退職制度は、2014年度に対象年齢が50才から45才に引き下げられたにもかかわらず、計画では50才以上の早期退職者の実績だけで推計しているようです。さらに、今後の45才未満の若年退職者は、昨年度までの6年間の最も少なかった年度の若年退職者数39人を基準としています。わが会派は、この早期退職者と若年退職者の推計は、早期退職制度の年齢引き下げによる退職者の増加を加味していないことと、若年退職者の推計の甘さから、正規教員の増員計画に支障を来しかねないと危惧します。

そこで、この指摘について、教育長はどのように受けとめているのかお聞きます。そのうえで、本県の正規教員の割合を高める計画を実現するためには、正規教員の採用者数を随時見直すべきと考えますが、教育長の考えをお聞きます。

#### 【城戸教育長の答弁】

問 本県の公立小中学校の常勤講師が不足している状況について(教育長答弁)

○ 今年度の入学式の時点で、小学校60校で75人、中学校8校で8人、6月7日現在では、小学校40校で46人、中学校5校で5人の常勤講師が不足している。なお、学級担任を優先的に任用するため、結果的に、主に少人数指導等を担当する常勤講師が不足している。

問 常勤講師が不足している状況が常態化している現状の認識と責任について(教育長答弁)

○ 常勤講師が不足している背景として、近年の採用者数の急激な増加や、教員定数の増加に対して、教員志望者数が増加していないことが考えられる。このため、教員を目指す学生を対象とした教員養成セミナーを開催し、教員志望者が増える取り組みや、市町村教育委員会と協力して講師を早期に確保する取り組みを行ってきたが、結果的に今年度も講師が不足し、学校現場に負担をかけていることは、人的な条件

整備を担う県教育委員会として責任を感じている。

問 公立小中学校の正規教員の増員計画について(教育長答弁)

○ 毎年度の採用者数については、退職者数や再任用者数の推移、児童生徒数・特別支援学級を含む学級数の増減、国の教員定数の動向を総合的に勘案し決定しており、50歳以上の早期退職者及び45歳未満の若年退職者については、過去の実績を勘案し推計している。今後とも、より精度の高い推計に努め、正規教員の増員計画を随時見直してまいる。

○ こうした推計のもと、来年度の採用予定者数は今年度から115人増員し、850人としたところであり、併せて、受験資格年齢の緩和、現職教員の採用試験の改善、他県現職教員を対象とした関東地区での試験を実施することとしている。さらに、民間企業勤務経験者に対する採用試験の改善、及び意欲のある退職者の活用などの検討を行い、教員志望者の層の拡大を図る方策を講じてまいる。

## 2. 「学習支援センター」の利活用

### 【田辺の質問】

学習支援センターの利活用について知事に1点、教育長に2点お聞きします。学習支援センターとは、一般社団法人福岡県私立学校振興会と福岡県私学協会が共同で運営している学習支援機関のことです。

1点目に、学習支援センターの評価についてです。学習支援センターは、いわゆる不登校や中途退学の高校生に対して、学習の場を提供し、学業の継続と在籍校への復帰を支援することなどを目的としています。センターは、県内4カ所に設置・運営されており、運営費は、県内の私立高校58校がそれぞれ毎年200万円の負担金、および福岡県からの毎年上限1000万円の補助金によって賄われています。4月19日、わが会派は、福岡市博多区に設置されている「福岡学習支援センター」を視察し、センターで平均2、3カ月の個別指導を受けた後、ほとんどの生徒が在籍校に復帰したり、通信制高校に転入学していることを知りました。「このセンターがなければ、多くの生徒が退学していたかもしれず、不登校・中途退学の防止に役立っていると自負している」という施設長の言葉から、教育への熱意と生徒への温かい思いが伝わってきました。

そこで、このように私学全体が協力し、高校に入学してきた子どもたちが無事に卒業できるよう学習施設を設置した事例は全国でも初めてとのことですが、知事は学習支援センターをどのように評価しているのかお聞きします。

2点目に、県立高校における学習支援についてです。県内4カ所の学習支援センタ



一には、あわせて毎年150人前後の高校生が通っています。そのほとんどは私立の高校生で、県立の高校生の通所は、一昨年度1人、昨年度2人でしかありません。しかし、2015年度の県立高校における不登校は、1126人にも及んでいます。そこで、県立高校では、不登校や中途退学につながりかねない高校生に対して、支援センターのように学習の場を提供したり、学業の継続と在籍校への復帰支援をどのように行っているのか、教育長にお聞きします。

3点目に、県立高校との協定についてです。ほとんどの私立高校は、センターへの出席や学習の状況を踏まえて単位認定や進級・卒業について、適切に措置を行うという協定を結んでおり、生徒が利用しやすい状況となっています。わが会派は、学習支援センターが高校の「学校外教室」として、生徒の退学や休学を防ぎ、学校生活と学習の継続や卒業のためのセーフティネットとしての重要な役割を果たしていると認識しています。

そこで、これらの実績を鑑みて、県立学校が個々に対応するのではなく、県立高校すべてで取り組めるようにするため、県教育委員会と支援センターとの間で包括的な協定を締結し、支援すべきと考えますが、教育長の考えをお聞きします。

#### 【小川知事の答弁】

問 学習支援センターに対する評価について

○ 学習支援センターは、県内私立高校生の不登校・中途退学防止を目的として、私学団体が設置し、福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市の県内4箇所で運営されており、県では、その経費の一部を助成しているところである。

○ センターでは、利用者の在籍校と連携しながら、電話や面談による相談業務、私立高校からの派遣教員を含む講師陣による学習支援、臨床心理士によるカウンセリングを行っている。

○ 平成28年度は、146名の生徒がこのセンターを利用し、そのうち9割以上の方が在籍校への復帰や、他校への転学等により学業の継続が図られているところである。

○ 私立高校の中途退学率は、センター設立前である平成18年度の3.5%から、直近の27年度には1.5%と大きく減少している。

○ このように、学習支援センターは、本県私立高校の不登校、中途退学防止に大きな役割を果たしているものと評価している。

#### 【城戸教育長の答弁】

問 県立高校における不登校の生徒や中途退学のおそれのある生徒に対する支援について

○ 県立高校においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問

相談員などの専門家を配置し、教職員が連携して、きめ細かな個別指導や教育相談を実施している。この結果、近年不登校生徒数や不登校生徒の学校への復帰率の改善が進んでいる。

○ また、学校外の公的機関や民間施設で不登校生徒が相談・指導を受ける場合には、一定の要件の下で、在籍校の出席扱いにしたり、単位として認めたりすることができる旨を県立学校長宛て通知している。特に、学習支援センターについては、その実績や指導体制に鑑み、出席扱いや単位認定等を行う際、県教育委員会への事前協議を不要としている。

問 県教育委員会と支援センターとの協定締結について

○ 県立高校の不登校生徒の中には、在籍校における支援を受けながらも、不登校から復帰できない事情のある場合もある。そうした生徒にとっては、学業の継続や社会的自立に向けて、学習支援センターの役割は大いに期待できるものと考えている。

○ 現在、県立高校生の同センターの利用者は毎年数名程度であることから、今後、センターと連携した支援実践例の紹介を行うとともに、県教育委員会との包括的な協定の締結をはじめ、連携を強化するための協議を進めてまいる。

【田辺の再登壇・意見】

学習支援センターの利活用について要望をいたします。

知事は、私立高校の中途退学率は、「センター設立前の2006年度の3.5%から、2015年度には1.5%と大きく減少している」と答弁をされました。つまり、この10年で私立の高校では2%減少したことになります。一方、同時期の県立高校の中途退学率は2%から1%に減少してはいますけども、やはり県の教育としては、すべての子どもに確実に学びの場を保障することが重要であり、先ほど答弁でもいただきました包括的な協定、これを早急に結ぶように、教育長に強く要望いたします。

◎その他県政一般について

【田辺の質問】

最後に、その他県政一般として、本県警察官による連続する不祥事問題について、警察本部長にお聞きします。

6月6日、小郡市の住宅で、その家に住む母親と小学生の子ども2人が殺害される事件が発生しました。2日後、母親を殺害した容疑で、現職の警察官が逮捕されました。警察官は容疑を否認しているといい、事実解明は今後の捜査に委ねますが、今回の事件のみならず、今年に入り、飲酒運転や強制わいせつなどの事件をはじめ懲戒処分を受けるケースが相次いでいます。

一方で、本県警察は、暴力団壊滅や飲酒運転の撲滅など三大重点目標に全力で取り組み、県民の信頼を得ているだけに、こうした警察官の重大事件等は、日々、真面目に働いている大多数の第一線の警察官の士気の低下を招き、また、せっかく高まっている県警察に対する県民の信頼を大きく失墜させるものだと思います。

そこで、警察本部長にお聞きします。今回の事件をどのように受け止め、これまでの事件とあわせて、本県警察の信頼回復と再発防止に向け、その認識をお聞きするとともに、二度とこのような事件が起きないよう、警察本部長の決意をお聞きします。

#### 【警察本部長の答弁】

問 県民の信頼回復と再発防止に向けた決意について

6月8日、警察本部に勤務する巡査部長を、自身の妻に対する殺人の容疑で逮捕した。

本県警察官が、重大な事件で逮捕されたことについては、痛恨の極みであり、県民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

県警察においては、6月8日に緊急の本部長通達を発出し、全職員に対して、職員が自らの職務を全うし、成果を上げ、県民の皆様の信頼を得るよう指示したところである。

今後は、事件の全容解明に向けた捜査を徹底するとともに、全ての職員が、非違事案を起こさないよう強い決意を持ち、警察職員としての誇りと県民のために尽くすというひたむきな使命感を肝に銘じ、県民の皆様の信頼回復と再発防止に努めて参る所存である。